

# 診療情報管理室

## I

### 診療情報管理とは？

1. 診療情報管理室は院内の診療記録全般を適切に管理し、診療録の中央保管を行います。
2. 診療情報のデータ管理を行い、疾病統計や統計資料の作成（分析）提供を行います。
3. 患者様からの診療情報開示請求に応じて、診療に関わる個人情報の提供を行います。
4. 病院が提供する医療の質の向上に貢献する為、専門職である**診療情報管理士**（専従1名兼任2名）が配置され業務を行っています。
5. 守秘義務や個人情報保護法により診療情報の取扱いには十分配慮しております。

## II

### 診療情報管理士とは？ (H.I.M)

1. 診療情報管理士は診療録を決められた方法で整理し必要な伝票や記録の欠落、記載者の署名の有無等の量的点検と記載内容に不備がないか医療活動や保険請求の根拠となる記載があるか等の質的点検を行います。
2. 診療録の監査を行う事でより正確で内容の充実した診療録を目指します。
3. 診療録に含まれる診療情報は診療上からも病院経営上においても重要な情報となる為、随時、診療情報の収集分類を行い有効活用できる様に情報提供を行っています。
4. 医療の安全管理、質の向上、より良い診療を行う為の指標として寄与できる様努めます。

#### 主な業務

- ① 診療録と診療記録等の管理運営（保管、貸出、製本等）
- ② 診療録の量的（質的）点検と精度の高い診療録の作成を支援
- ③ 診療情報の有効活用で情報サービスの提供（各種統計の作成）
- ④ **国際疾病分類（ICD-10・ICD9-CM）**に基づく傷病名、手術のコーディング
- ⑤ 診療録等の**診療情報の開示**

## III

### 国際疾病分類（ICD）とは？



国際疾病分類（ICD）とは疾病や傷害および死因統計を世界各国で共通活用出来る様に世界保健機関（WHO）が制定した分類です。

19世紀末から各国に取り入れられ、現在は各医療機関の診療情報管理における死因傷病統計やDPC等の疾病分類などに活用されています。

## IV

### 診療情報の開示について



当院では患者様に診療の内容をより詳しく理解頂き、医療従事者との信頼関係を保ちながら協力し合う事が傷病の克服に役立つと考え、診療活動の中で積極的に説明を行っています。さらに希望される患者様には診療情報の開示を致します。